

2015年度 法科大学院
第1期既修者入学試験問題
4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法
(短答式)

試験時間合計 60分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 管轄に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 国内に住所がある人を被告とする訴えは、被告の住所地を管轄する裁判所に提起することができる。
2. 国内に住所がない人を被告とする訴えは、被告の代理人の住所地を管轄する裁判所に提起することができる。
3. 国内に主たる事務所がある法人を被告とする訴えは、被告の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所に提起することができる。
4. 国内に主たる事務所がない法人を被告とする訴えは、被告の代表者の住所地を管轄する裁判所に提起することができる。

問2 当事者能力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 人には権利能力があるから当事者能力もあるが、胎児には権利能力がないから当事者能力もない。
2. 法人には権利能力があるから当事者能力もあるが、判例によれば、法人でない社団又は財団には権利能力がないから当事者能力もない。
3. 民法上の組合には権利能力はないが、判例によれば、当事者能力はある。
4. 未成年者及び成年被後見人には権利能力はあるが、訴訟能力がないから当事者能力もない。

問3 訴訟代理人に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。
2. 訴訟代理人は、特別の委任を受けなければ、反訴の提起や反訴に関する訴訟行為をすることができない。
3. 訴訟代理人の訴訟行為は、当事者が直ちに取消し、又は更正したときは、その効力を生じない。
4. 訴訟代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

問4 期日及び期間に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 口頭弁論の期日の変更は、顕著な事由がある場合のほか、当事者の合意がある場合にも許される。
2. 弁論準備手続を経た口頭弁論の期日の変更は、やむを得ない事由がある場合でなければ、許されない。
3. 不変期間については、裁判所は、その期間を伸張し、又は短縮することができない。
4. 不変期間については、裁判所は、遠隔の地に住所又は居所を有する者のために付加期間を定めることができる。

問5 争点及び証拠の整理手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、準備的口頭弁論を行うことができる。
2. 裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判をすることはできるが、証拠調べをすることはできない。
3. 裁判所は、受命裁判官又は受託裁判官に弁論準備手続を行わせることができる。
4. 書面による準備手続は、高等裁判所においては、受命裁判官に行わせることができる。

問6 証人尋問に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、職権で、何人でも証人として尋問することができる。
2. 裁判所は、正当な理由なく出頭しない証人の勾引を命ずることができる。
3. 証人は、技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合には、証言を拒むことができる。
4. 証人は、裁判所の許可を受けたときを除き、書類に基づいて陳述することができない。

問7 書証に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 書証の申出は、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求められることができる場合を除き、文書の所持者にその文書の送付を嘱託することを申し立ててすることができる。
2. 文書提出命令の申立ては、書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要がある場合でなければ、することができない。
3. 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならない。
4. 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

問8 判決に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、訴訟の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局判決をすることができる。
2. 裁判所は、独立した攻撃又は防御の方法について、裁判をするのに熟したときは、中間判決をすることができる。
3. 裁判所は、当事者の一方が口頭弁論の期日に出頭しなかった場合において、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況を考慮して相当と認めるときは、終局判決をすることができる。
4. 裁判所は、当事者が申し立てていない事項について判決をすることができないのが、原則であるが、その例外もある。

問9 訴えの取下げに関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 訴えの取下げは、書面でしなければならない。
2. 訴えの取下げの相手方は、訴えの取下げの書面の送達を受けた日から二週間以内に異議を述べないときは、訴えの取り下げに同意したものとみなされる。

3. 終局判決があった後に訴えを取り下げた者は、同一の訴えを提起することができない。
4. 訴えの取り下げを調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

問 10 補助参加人の訴訟行為に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 補助参加人は、訴訟について、攻撃または防御方法の提出、異議の申立て、上訴の提起、再審の訴えの提起その他一切の訴訟行為をすることができる。
2. 補助参加人は、補助参加について異議があった場合、補助参加を許す裁判が確定するまでの間は、訴訟行為をすることができない。
3. 補助参加人の訴訟行為は、被参加人の訴訟行為と抵触するときは、その効力を生じない。
4. 補助参加人の訴訟行為は、被参加人の訴訟行為と抵触しないときであっても、被参加人の援用がなければ、その効力を生じない。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑事訴訟法]

問1 捜査機関に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 司法警察職員は、一般司法警察職員と特別司法警察職員に分かれる。
2. 検察官に、独自の捜査権限はない。
3. 検察官は、司法警察職員に対し、一般的指示権、一般的指揮権、具体的指揮権を有する。
4. 司法警察職員は、検察官の指示又は指揮に従わなければならない。

問2 犯罪被害者に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、性犯罪などにつき、公開の法廷で犯罪被害者の氏名、住所など犯罪被害者を特定させることになる事項を明らかにしない旨の決定をすることができる場合がある。
2. 犯罪被害者を特定させることになる事項の秘匿は、公開の法廷において要請される性質のものであるから、検察官の証拠開示に当たっては考慮されない。
3. 犯罪被害者に、訴訟記録の閲覧・謄写を求める権利は与えられていない。
4. 犯罪被害者が犯人に対して損害賠償を請求する手段は、現在においても民事裁判によるほかはなく、刑事手続上の制度は存在しない。

問3 写真撮影に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 身体の拘束を受けている被疑者の写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、令状によることを要しない。
2. 最高裁判所の判例は、憲法13条を根拠に、承諾なしに容ぼう等を撮影されない自由が存在することを認めている。
3. 最高裁判所の判例は、現行犯又はこれに準ずる場合にのみ、捜査官による容ぼう等の撮影を許している。
4. 最高裁判所の判例は、荷送人や荷受人の承諾を得ることなく、外部からX線を照射して内容物の射影を観察することは、検証としての性質を有する強制処分当たるとしている。

問4 捜索・差押えに関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 捜査機関の行う押収には、任意処分としての差押えと領置がある。
2. 最高裁判所の判例によれば、不要物として公道上のごみ集積所に排出されたごみにつき、捜査機関は領置することはできないとしている。
3. 捜索・差押えは捜査の初期段階に行われることが多いため、捜索差押許可状に「差し押さえるべき物」の記載は不要である。
4. 捜索差押許可状は被疑者以外の第三者に対して執行されることがあるため、犯罪事実の記載は要求されていない。

問5 接見交通権に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被疑者の弁護人は、身体の拘束を受けている被疑者と、立会人なくして接見し、又は書類その他の物を授受することができる。
2. 刑訴法は、捜査機関は、被疑者が防御の準備をする権利を不当に制限するものでない限り、捜査のため必要があるときは、被疑者と弁護人の接見等に関して、日時、場所、時間などを指定することができるように定めている。
3. 最高裁判所の判例によれば、捜査機関において接見等の指定ができるのは、現に被疑者を取調べ中である場合や、間近い時に取調べ等をする確実な予定がある場合などのように、接見等を認めると取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生じる場合に限定される。
4. 最高裁判所の判例によれば、同一人につき被告事件の勾留と余罪についての逮捕・勾留とが競合しているときは、捜査機関は、余罪について指定権を行使することはできない。

問6 公訴提起に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 刑訴法 247 条は公訴を検察官に限っているが、公訴に関する他の制度として、付審判請求手続や検察審査会の起訴議決がある。
2. 刑訴法 248 条は、検察官は、起訴に十分な客観的嫌疑があるときは、訴訟条件が具備する限り必ず起訴しなければならないと定める。
3. 刑訴法 256 条によれば、起訴状に訴因を記載したときは、罪名の記載は不要である。
4. 刑訴法 256 条 6 項は起訴状一本主義を定めており、起訴状に前科を記載することは絶対に許されない。

問7 保釈に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 保釈は勾留の執行停止とは異なり、被疑者には認められず、被告人についてのみ認められる。
2. 罪証隠滅のおそれがあるときに、保釈を許すことはあり得ない。
3. 保釈を許す場合には、保証金額を定めなければならない。
4. 保釈を取り消す場合には、保証金の全部又は一部を没取することができる。

問8 公判前整理手続における証拠開示に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 検察官は、証明予定事実を明らかにするとともに、その証明に用いる証拠の取調べを請求し、その証拠について弁護側に開示しなければならない。
2. 弁護側が刑訴法 316 条の 15 所定の類型証拠の開示請求を行った場合、検察官は必ずこれを開示しなければならない。
3. 証拠物は証拠価値が一般的に低いと考えられるため、刑訴法 316 条の 15 所定の類型証拠開示請求の対象になることはあり得ない。
4. 証拠開示の要否について当事者間で争いが生じた場合における裁定の方式については、刑訴法上の定めは設けられていない。

問 9 伝聞証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被告人の司法警察職員に対する供述録取書は、不利益事実の承認と任意性を要件として、証拠能力が認められる場合がある。
2. 司法警察職員が作成した検証調書は、作成の真正の立証を要件として、証拠能力が認められる。
3. 商業帳簿、航海日誌など業務の通常の過程において作成された書面は、無条件に証拠能力が認められる。
4. 第三者の司法警察職員に対する供述録取書は、相反性と特信性を要件として、証拠能力が認められる場合がある。

問 10 共同被告人の証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 共同被告人として併合審理ができるのは、共犯関係が存在する場合に限られる。
2. 共同被告人の供述を求める場合、共同被告人の地位のまま、証人として尋問するのが簡明である。
3. 共同被告人の捜査段階の供述録取書は、刑訴法 322 条が定める不利益事実の承認と任意性を要件として、証拠能力が認められる。
4. 最高裁判所の判例は、共犯者の自白は、補強証拠が必要な自白には当たらないとしている。

(解答は全て解答用紙に記入すること)